

○山梨県警察無線機器等管理要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 3 日 〕
〔 例規甲（地庶運）第154号 〕

山梨県警察無線機器等管理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、警察無線電話局による通信の適正な運営を図るため、警察無線通話要則（昭和40年警察庁訓令第3号）、警察無線通話細目（令和2年12月22日付け、警察庁乙情発第10号）、警察移動無線のコード等管理要領の改正について（令和3年3月3日付け、警察庁丙情企発第22号ほか）及び警察移動無線のコード等管理要領の細部事項について（令和3年3月3日付け、警察庁丁情企発第44号ほか）に定めるもののほか、無線機器等及び警察移動無線のコードの管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において使用する用語の意義は、警察移動無線のコード等管理要領の改正について及び警察移動無線のコード等管理要領の細部事項についてに定めるもののほか、次に掲げる用語の例による。

(1) 地域課長

山梨県警察本部生活安全部地域課長をいう。

(2) 情報通信部長

関東管区警察局山梨県情報通信部長をいう。

(3) 機動通信課長

関東管区警察局山梨県情報通信部機動通信課長をいう。

(4) 通信運用室長

警察庁長官官房通信基盤課通信運用室長

(5) 車載通信系

山梨県警察無線電話局の運用に関する訓令（平成30年山梨県警察本部訓令第2号。以下「訓令」という。）第4条に掲げる無線通信系をいう。

(6) 署活系

訓令第5条に掲げる無線通信系をいう。

(7) 隊内系

訓令第6条に掲げる無線通信系をいう。

(8) 無線機器

無線機、受令機及びデータ端末をいい、マイク、アンテナ、イヤホン、携行用具等は含まない。

(9) 無線機器等

無線機器、メモライタ、P S W形データ書込装置C端末及びU W形位置情報表示装置をいう。

(10) 車載通信系無線機

車載通信系で運用するI P R形移動用無線機、I P R形携帯用無線機、I P R形オートバイ用無線機、I P R形ヘリコプタ用無線機及びI P R形受令機をいう。

(11) 署活系無線機

P S W形移動通信システムで運用するP S W形無線機をいう。

(12) 隊内系無線機

隊内系で運用するU W－3 0 1形及びU W－3 0 5形の無線機をいう。

(13) トンネル対策用無線機

トンネル内等閉空間内における警察活動のために専用に割り当てられた周波数により運用するT W－3 0 1形の無線機をいう。

(14) 隊内系無線機等

隊内系無線機及びT W－3 0 1形のトンネル対策用無線機をいう。

(15) テレビ連絡用無線機

ヘリコプターテレビシステム等の運用に必要な連絡のために専用に割り当てられた周波数により運用するS W－2 0 1形の無線機をいう。

(16) 学校訓練用無線機

警察学校における無線通話技能訓練のために隊内系で運用するU W－2 0 1形の無線機をいう。

(17) 私服活動特殊事件用無線機

特殊事件等の捜査活動で運用するS－2形の送信機及び受信機をいう。

(18) 防災相互通信用無線機

他の防災関係機関所属又はドクターヘリとの通信手段を確保するために専用
に割り当てられた周波数により運用する無線機をいう。

(19) P S W形移動通信システム

警察署を中心とした警察無線指令業務を行うために使用する移動通信システム
をいう。

(20) 高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）

スマートフォン型モバイル端末又はタブレット型モバイル端末により、電気通
信事業者が提供する閉域通信網及び警察基幹通信網を利用して、利用者の管理、
一斉指令情報の送信、掲示板の登録、映像の配信等の機能を有するサーバとして、
警視庁及び警察本部に設置するサーバ（以下「本部サーバ」という。）との間で
位置情報、110番事案情報・一斉指令情報、動画情報等の送受信等のほか、多
言語翻訳機能等を活用して情報の共有化を図るための情報通信システムをいう。

(21) データ端末

PⅢデータ端末及び動態管理装置Bをいう。

(22) PⅢデータ端末

データ端末A、データ端末B、データ端末C及びデータ端末Dをいう。

(23) データ端末A

高度警察情報通信基盤システムにおいて、位置情報、110番事案情報・一斉
指令情報、動画情報等の送受信等のほか、警察無線機器とのペアリング機能、照
会機能、多言語翻訳機能等を利用することのできる堅牢性の高いスマートフォ
ン型モバイル端末をいう。

(24) データ端末B

高度警察情報通信基盤システムにおいて、位置情報、110番事案情報・一斉
指令情報、動画情報等の送受信等のほか、警察無線機器とのペアリング機能、照
会機能、多言語翻訳機能等を利用することができ、現地本部等における指揮等に
利用することのできるタブレット型モバイル端末をいう。

(25) データ端末C

高度警察情報通信基盤システムにおいて、位置情報、110番事案情報・一斉
指令情報、動画情報等の送受信等のほか、多言語翻訳機能等を利用することので

きるスマートフォン型モバイル端末をいう。

(26) データ端末D

高度警察情報通信基盤システムにおいて、位置情報、110番事案情報・一斉指令情報、動画情報等の送受信等のほか、警察無線機器とのペアリング機能、照会機能、多言語翻訳機能等を利用することのできるデータ端末Aと同等の機能を有した堅牢性の高いスマートフォン型モバイル端末をいう。

(27) 動態管理装置

動態管理装置A、動態管理装置B及び動態管理装置Cをいう。

(28) 動態管理装置A

警察本部において指揮等を行うほか、本部サーバ及びデータ端末内の情報を管理するための機能を有する電子計算機であって、固定型のものをいう。

(29) 動態管理装置B

警察本部において指揮等を行うほか、本部サーバ及びデータ端末内の情報を管理するための機能を有する電子計算機であって、可搬型のものをいう。

(30) 動態管理装置C

警察本部において指揮等を行うほか、本部サーバ及びデータ端末内の情報を管理するための機能を有する電子計算機であって、固定型のものをいう。

(31) P S W形システム端末装置

P S W形データ書込装置C及び取扱説明書をいう。

(32) メモリライター

テレビ連絡用無線機及び学校訓練用無線機にコード書き込みを行う装置をいう。

(33) コード書込用具

P S W形システム端末装置及びメモリライターをいう。

(34) コード書き込み

無線機器（データ端末を除く。）にコード、コード系列又はコード系列から選択したコードを記憶させることをいう。

(35) 脱落防止ひも

無線機器の脱落防止のために帯革等の部位に結束する脱落防止ひも、脱落防止用コード及び脱落防止用ストラップをいう。

(36) 肩掛けバンド

無線機を肩に掛けて使用するための肩掛けバンド及び肩掛けストラップをいう。

(37) 附属品

無線機器及びコード書込用具に附属する物品をいう(脱落防止ひも及び肩掛けバンドを含む。)

(38) 盗難・亡失事案

無線機器又はコード書込用具が盗難又は亡失により所在不明となり、コードが解析され、又は通信内容が漏えいする危険性が生じている事案をいう。

(39) 無力化措置

所在不明となっている無線機器(データ端末を除く。)を利用したコードの解析を不能にし、又は無線機器を使用不能にするための盗難登録、コードの消去信号送出、強制ロック等の措置をいう。

3 適用

(1) この要領を適用する警察移動無線の範囲は、警察専用波で運用する以下のデジタル方式の無線通信系とする

ア 車載通信系

イ 署活系

ウ 隊内系

エ トンネル対策用無線機を運用する無線通信系

オ テレビ連絡用無線機を運用する無線通信系

(2) 次の無線機器にあつては、第1の4、第2の2、第3の2、第4及び第5の定めについて適用する。

ア 私服活動特殊事件用無線機

イ 防災相互通信用無線機

ウ データ端末

4 準拠

山梨県警察が管理する無線機器、コード書込用具及び附属品の管理については、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令(昭和39年総理府令第14号)その他別に定める場合を除き、この要領の定

めるところによる。

第2 コード管理

1 コード管理

コード書き込みその他コードの管理は、地域課長が行う。

2 コード更新

(1) 車載通信系無線機

ア コードの更新は、通信運用室長の指示により行うものとする。

イ 統制局（訓令第17条に規定する統制局をいう。）は、コード更新の連絡があったときには警察署等に示達し、更新時刻に合わせ試験電波の発射を行うものとする。

ウ コードを更新した場合、無線機器については、コード更新時刻以降の統制局の通話が聴取できることを確認するものとする。

(2) 署活系無線機

ア 署別コード系列

コードの切替えは、通信の安全性を確保するため、機動通信課長が、地域課長と協議の上で、必要に応じて行うものとする。

イ 府県別コード系列・県別臨時コード系列

府県別コード系列又は府県別臨時コード系列の更新は、通信の安全性を確保するため、機動通信課長が、地域課長と協議の上で、必要に応じ署活系無線機に書き込ませて行うものとする。

(3) 隊内系無線機等

ア 全国共通コード系列

コード・スイッチ番号の切替えは、通信運用室長の指示により行うものとする。

イ 府県別コード系列

コード・スイッチ番号の切替えは、通信の安全性を確保するため、機動通信課長が、地域課長と協議の上で、必要に応じて行うものとする。

ウ その他

(ア) 同一のコード・スイッチ番号を繰り返し指定してはならない。

(イ) コード・スイッチ番号の切替えを無線通信で周知してはならない。

(4) テレビ連絡用無線機及び学校訓練用無線機

ア 府県別コード系列（学校訓練用無線機用）

コード・スイッチ番号の切替えは、機動通信課長が、地域課長と協議の上で、6月を上限に行うものとする。

イ 全国共通コード系列（テレビ連絡用無線機用）

コード・スイッチ番号の切替えは、通信運用室長の指示により、6月を上限として行うものとする。

ウ その他

(ア) 同一のコード・スイッチ番号を繰り返し指定してはならない。

(イ) 学校訓練用無線機の盗難・亡失事案が発生したときには、府県別コード系列が更新されるまでの間、盗難・亡失事案に係る無線機が保有していた府県別コード系列のコード・スイッチ番号を指定してはならない。

(ウ) コード・スイッチ番号の切替えを無線通信で周知してはならない。

第3 無線機器、コード書込用具等の管理

1 管理体制

(1) 総括管理責任者

ア 警察本部に総括管理責任者を置き、地域課長をもって充てる。

イ 総括管理責任者は、無線機器等及びデータ端末の運用及び管理を総括するとともに、山梨県警察におけるコード書き込みその他コードの管理を行う。

(2) 管理責任者

ア 無線機器等、コード伝送・書込用具及び附属品（以下「要管理機器」という。）を配置する所属に管理責任者を置き、所属長をもって充てる。

イ 管理責任者は、管理体制表（第1号様式）を備え付け、管理体制を確立するとともに、その所属における要管理機器の保管及び運用に係る管理監督を行うものとする。

ウ 管理責任者は、月に1回以上、要管理機器の目視確認を行うものとする。

エ 管理責任者は、PⅢデータ端末の利用、PⅢデータ端末を用いて収集した情報の管理等を行うものとする。

オ 管理責任者は、動態管理装置の機能を用いて利用者の動態管理、グループ管理、映像伝送等を行うものとする。

(3) 副管理責任者

- ア 管理責任者は、その任務を補助させるため、副管理責任者を置くことができる。
- イ 副管理責任者は、警察本部の次席、副所長、副隊長、副校長又は警察署の地域交通管理官(地域交通管理官の配置がない警察署は副署長又は次長)をもって充てる。
- ウ 副管理責任者は、無線機器等に係る解錠、出納簿と無線機器の突合確認、出納簿記載、出し入れ及び施錠について、取扱責任者及び取扱補助者の監督を行うものとする。
- エ 副管理責任者は、自らが不在となる場合には、警部以上の階級(相当職を含む。以下同じ。)にある職員に職務を代行させるものとする。

(4) 取扱責任者

- ア 管理責任者は、原則として警部以上の階級にある職員の中から要管理機器の取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を指定するものとする。この場合において、交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)については高速隊副隊長を、警察署については地域担当課長を指定するものとする。

なお、分散保管している無線機器等の取扱責任者については、分散保管先の警部以上の階級にある職員の中から指定するものとし、交番及び駐在所の場合は地域担当課長を指定するものとする。

- イ 取扱責任者は、無線機器等配置一覧表(第2号様式)を備え付け、常に所属内の全ての無線機器等の配置状況を明確にした上で、配置されている無線機器等の保管及び運用に係る管理を行うものとする。また、無線機器等配置一覧表の別紙として要管理機器配置一覧を作成して附属品の管理を行い、無線機器の効果的活用を図ること。
- ウ 取扱責任者は、無線機器点検・引継簿(第3号様式)及び無線機器出納簿(第4号様式)により、常に無線機器等及びコード伝送・書込用具の出納状況を明確にしておかなければならない。

なお、第3号様式及び第4号様式については、記載項目の変更をしない限り、項目を追加する等、様式の変更をすることができるものとする。

- エ 取扱責任者は、自らが不在となる場合には、(5)の取扱補助者又は警部以上

の階級にある職員に職務を代行させるものとする。

オ エの他、勤務時間外における要管理機器の保管及び運用に係る管理については、原則として山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令(平成25年山梨県警察本部訓令第13号)第17条に規定する宿日直責任者又は宿日直主任(以下「宿日直責任者等」という。)が取扱責任者から引継ぎを受けて、その職務を代行するものとする。この場合、交替制勤務の在所幹部が配置されている所属については、当該在所幹部が代行するものとする。

カ 取扱責任者は、月に1回以上、駐在所で分散保管している要管理機器の目視確認を行い、又は(5)の取扱補助者に行わせるものとする。

(5) 取扱補助者

ア 取扱責任者は、必要に応じて原則として警部補以上の階級(相当職を含む。以下同じ。)にある職員の中から、取扱補助者を指名し、取扱責任者の事務を補助させることができる。この場合、分散保管場所の駐在所については駐在所勤務員(複数の場合は、上位階級の者)を、勤務時間外については宿日直責任者等をそれぞれ取扱補助者として、取扱責任者の事務を補助させるものとする。

イ 取扱補助者として指名された駐在所勤務員は、分散保管として管理する無線機器等について、無線機器点検・引継簿(第5号様式又は第6号様式)及び無線機器出納簿(第7号様式又は第8号様式)により、常に無線機器等及びコード伝送・書込用具の出納状況を明確にしておかなければならない。

なお、第5号様式又は第6号様式及び第7号様式又は第8号様式については、記載項目の変更をしない限り、項目を追加する等、様式の変更をすることができるものとする。

(6) 車両搭載無線機管理者

管理責任者は、車両に搭載している無線機(以下「車両搭載無線機」という。)の取扱い及び保管管理について、車両搭載無線機管理者(以下「車載機管理者」という。)を指定するものとし、原則として当該車両を管理する部署の警部以上の階級にある職員の中から指定するものとする。

(7) コード書込担当者

ア コード書込用具を配置する所属の取扱責任者は、コード書き込みを適正に実施するため、所属職員の中からコード書込担当者を指定するものとする。

イ コード書込担当者以外の者は、コード書込担当者の管理の下でなければ、無線機器（データ端末を除く。）にコードを書き込んで서는ならない。

2 管理方法

(1) 管理の対象

管理の対象となる無線機器及び管理責任者は、別表のとおりとする。

(2) 保管上の注意

取扱責任者及び取扱補助者（以下「取扱責任者等」という。）は、次の事項を守り、要管理機器の保管管理について最善の注意を払うものとする。

(ア) 要管理機器は、使用時を除き、施錠設備があり、かつ、容易に運搬することができない金庫、ロッカー等（以下「保管庫」という。）において施錠して保管するとともに、保管庫の鍵を確実に管理すること。

(イ) 要管理機器は、原則として所属ごとに一箇所に保管すること。ただし、その使用が所属内の特定の課等に限定される場合又はその運用上分散保管することが効果的であると認める場合は、別に取扱責任者等を定めて保管することができる。

(ウ) 要管理機器の出納に当たっては、これに関与（解錠、直接出入れ、立会い、携帯状況の確認、無線機器出納簿の記録等）するとともに、呼出名称、台数、動作等を点検確認すること。

なお、やむを得ず使用者間で要管理機器の引継ぎが行われた場合は、原則として引受者からの報告を受け無線機器出納簿に記録すること。

(エ) 原則として毎日2回以上、無線機器点検・引継簿及び無線機器出納簿の内容と保管庫内の無線機器の突き合わせを行い、誤りのないことを点検すること。ただし、出納又は使用者間の引継ぎ（以下「出納等」という。）が行われない日については、毎日の点検を省略することができるものとする。

なお、出納等が長期間行われない場合については、毎月1回以上、無線機器点検・引継簿の内容と保管庫内の無線機器の突き合わせを行い、誤りのないことを点検すること。

(オ) 修理その他の理由により長期間出庫している場合には、無線機器点検・引継簿の長期出庫無線機器欄に入庫するまで継続して記載し、その状況を明らかにしておくこと。この場合、毎月1回以上所在を確認するものとする。

(カ) 無線機器を盗まれ、奪取され又は放置若しくは不適切な携帯方法により亡失し、又は粗略な取扱いによって損傷等することのないようにすること。また、常に良好な状態にあり、いつでも使用に耐えるよう無線機器を管理することとし、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、速やかに修理その他の適当な措置を講じること。

(キ) 車両搭載無線機の保管管理

a 車載機管理者は、車両搭載無線機管理表（第9号様式。以下「管理表」という。）を作成し、常にその配置状況を明確にしておくとともに、車両搭載無線機の運用時にはその動作状況を必ず確認させること。

b 車載機管理者に交代のあった場合は、その旨を記載するとともに、引継ぎを受けた車載機管理者は、新たに管理表を作成すること。

c 車載機管理者は、車両点検、修理等のために無線自動車を民間の自動車修理業者に預ける場合は、事前に無線機を取り外しておくこと。

d 車載機管理者は、Cの措置を講じた場合には、当該無線機を保管庫に入庫するとともに、無線機器点検・引継簿及び無線機器出納簿に出納状況を記載すること。

e dについて、保管庫の設置がない部署の車載機管理者は、保管庫のある部署の取扱責任者にその保管を依頼すること。

保管依頼を受けた取扱責任者は、当該無線機の出納について無線機器出納簿に確実に記録するとともに、出庫するまでの間、無線機器点検・引継簿の一時保管無線機器欄に必要事項を継続的に記載しておくこと。

f 車載機管理者は、無線機を修理のため取り外す場合は、管理表の管理終了欄に取り外した年月日を記載し、備考欄に「修理、○月○日地域課持ち込み」等と記載すること。取り外した無線機を取り付ける場合、又は代替え無線機を取り付ける場合には、新たに当該無線機を管理表に登載し、管理を開始すること。

g fについて、故障無線機を取り外し、直ちに生活安全部地域課に持ち込まない場合には、d又はeと同様の管理を行うこと。

h 無線機の点検等のために一時的に取り外す場合は、cからgについて適用しない。

i 車載機管理者は、無線機を搭載する車両に入替えがあった時には、管理表での管理を一度終了させた後に、新たに当該無線機を管理表に登載して管理を開始すること。

j 車両搭載無線機の無線機脱着用シリンダー錠の鍵は、配置一覧表の該当する車両搭載無線機の備考欄に鍵の番号を記載した上で、車両のエンジンキーと分離して、保管庫の鍵と同様に取扱責任者が確実に管理すること。また、車両搭載無線機の収容箱の鍵についても適切に管理すること。

(ク) 分散保管無線機器の保管管理

a 分散保管場所の取扱責任者（駐在所においては取扱補助者。以下「分散保管場所取扱責任者等」という。）は、分散保管無線機器等配置一覧表（第10号様式）及び要管理機器配置一覧を作成し、常にその配置状況を明確にしておくこと。

b 分散保管場所取扱責任者等は、無線機器点検・引継簿及び無線機器出納簿を作成し、常にその配置状況及び出納状況を明確にしておくこと。

c 分散保管場所取扱責任者等に交代のあった場合は、その旨を記載するとともに、引継ぎを受けた分散保管場所取扱責任者等は、新たに分散保管無線機器等配置一覧表及び要管理機器配置一覧を作成すること。

d 高速隊は高速隊本隊を、分庁舎のある警察署は地域担当課の配置されている庁舎を主たる保管場所とし、その他の保管場所は分散保管場所とする。

(ケ) 交番及び駐在所における保管管理

a 交番及び駐在所に勤務する警察官は、就寝、休憩等のため無線機を携帯しないときは、交番又は駐在所設置の保管庫に無線機を保管し、必ず施錠すること。

b 駐在所に勤務する警察官が休日等で外泊し、又は駐在所を長期間不在とするときは、管理責任者に保管を依頼するとともに、無線機器点検・引継簿の長期出庫無線機器欄に記載し、その状況を明らかにしておくこと。

c 駐在所に勤務する警察官は、管理状況を明らかにするため、無線機器点検・引継簿の欄外等に勤務区分を記載するとともに、転用等の場合はその旨を欄外等に記載すること。

(コ) 無線機器を増幅器等の付加装置を接続して使用する場合は、部外者の目に付

きにくい場所に設置するとともに、適切な盗難防止措置を講じること。

- (サ) コード伝送・書込用具は、毎月1回以上、配置一覧表との突き合わせを行い、誤りのないことを点検すること。

(3) 借受け等により要管理機器を配置する場合の措置

ア 借受け等により、一時的に要管理機器を配置する場合は、1の管理体制で、2の方法による管理を行う。

なお、取扱責任者は、原則として借受部署の警部以上の階級にある職員をもって充てる。

イ アの取扱責任者は、無線機器点検・引継簿及び無線機器出納簿を作成し、借り受けた要管理機器を適切に管理すること。

(4) PⅢデータ端末の特定職員に対する貸与

情報伝達手段として特定の職員に貸与するPⅢデータ端末の管理については、次により行う。

(ア) 貸与対象者

業務上必要であると管理責任者が認めた次に掲げる者

- (a) 警部（相当職を含む。）以上の階級にある者
- (b) 貸与することが必要と認める事案に従事する者

(イ) 対象となるPⅢデータ端末

原則として、業務上必要であると管理責任者が認めたデータ端末C（以下「対象端末」という。）とする。データ端末C以外を貸与する必要がある場合は、事前に総括管理責任者と協議すること。

(ウ) 貸与期間

1年を超えない範囲とする。

- (エ) 取扱責任者は、対象端末の適正な運用に資するために次の措置を講じるものとする。

a 貸与状況の把握

PⅢデータ端末個人貸与一覧表（第11号様式）を備え付け、常に所属内の貸与状況を明確にしておくこと。

b 点検

毎月始めに対象端末の現物確認を実施し、PⅢデータ端末点検一覧表（第

12号様式)に記載すること。

なお、取扱責任者が貸与を受けている場合は、管理責任者の点検を受けること。

(オ) 指導

取扱責任者は、使用者の運用状況・管理状況等を把握し、対象端末を盗まれ、奪取され又は放置若しくは不適切な携帯方法により亡失し、又は粗略な取扱いによって損傷等することのないよう適切な指導を実施すること。また、常に良好な状態にあり、いつでも使用に耐えるよう対象端末を管理することとし、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、速やかに修理その他の適当な措置を講じるよう指導を実施すること。

(カ) 管理方法

使用者は、対象端末を自宅等で管理する場合は、使用者以外の者が容易に触れないよう適切に管理すること。

(キ) 機能の制限

盗難・亡失等事案発生時等の情報漏洩を考慮し、グループ通話機能(あらかじめ設定したグループ内においてプレストーク方式による音声通話を行う機能をいう。以下同じ。)の使用を禁止する。ただし、重大事件事故等の発生時において、管理責任者がグループ通話機能を使用する必要があると認める場合においては、出動事案現場等に限り、グループ通話機能の使用を許可するものとする。

3 機能点検

日々の警察活動で使用する無線機は毎日、その他の無線機は定期的に機能点検を実施し、異状の有無を確認するとともに、常に使用可能な状態にしておくこと。

4 携帯方法

使用者は、無線機器を携帯するときは、次の事項を遵守するとともに、盗難、亡失、破損等の防止を図らなければならない。また、やむを得ず身体から外す場合は、常時確実に監視できる場所に置くこと。管理責任者は、携帯方法について随時点検するなどにより、盗難、亡失、破損等を防止を図ること。

ア 車載通信系移動用無線機のモバイルスピーカーマイク及び小型スピーカーマイクを本体から取り外し携帯する場合には、盗難・亡失防止に留意の上、身体

から外さないこと。

イ 車載通信系携帯用無線機、署活系無線機、隊内系無線機等、テレビ連絡用無線機及び学校訓練用無線機

(ア) 制服の場合は、専用のケースに収納して身体前面の帯革に装着し、脱落防止ひもを帯革に結束すること。ただし、肩掛けバンドをたすき掛けにする場合又は耐刃防護衣専用のポケットに収納する場合は、ポケット内部の留め輪に脱落防止ひもを結束した上で、当該ポケットに収納してポケットの雨蓋を留める脱落防止措置を講ずることにより携帯することができる。また、肩掛けバンドをたすき掛けにする場合は、脱落防止ひもを容易に外れない部位に結束して携帯することができる。

(イ) 制服以外の場合は、警察活動に最も適した方法で、脱落防止ひもを容易に外れない部位に結束し携帯すること。

ウ 車載通信系移動用無線機（携帯時）、私服活動特殊事件用無線機及び防災相互通信用無線機

警察活動に最も適した方法で、脱落防止ひもがある場合はこれを容易に外れない部位に結束し携帯すること。また、携行用具がある場合はこれを活用すること。

エ 受令機

(ア) 制服の場合は、原則として制服上衣の右胸ポケットに収納し、ポケット内部の留め輪に脱落防止ひもを結束した上で、ポケットの雨蓋ボタンを留めるとともにイヤホン保持器を確実に右肩章等に固定すること。ただし、耐刃防護衣に専用のポケットがある場合は、ポケット内部の留め輪に脱落防止ひもを結束した上で、当該ポケットに収納してポケットの雨蓋を留める脱落防止措置を講ずることにより携帯することができる。

(イ) 制服以外の場合は、警察活動に最も適した方法で、脱落防止ひもを容易に外れない場所に結束し携帯すること。この場合、勤務の内容、季節、天候、周囲の状況等に応じ、亡失等の事故防止について最大限工夫すること。

オ データ端末

(ア) 制服の場合は、専用のケースに収納して身体前面の帯革に装着し、脱落防止ひもを帯革に結束すること。ただし、耐刃防護衣に専用のポケットがある

場合は、ポケット内部の留め輪に脱落防止ひもを結束した上で、当該ポケットに収納してポケットの雨蓋を留める脱落防止措置を講ずることにより携帯することができる。

(イ) 制服以外の場合は、警察活動に最も適した方法で、脱落防止ひもを容易に外れない部位に結束し携帯すること。

(ウ) データ端末B及び動態管理装置Bについては、(ア)又は(イ)の規定によらず、身体から外さないこと。

第4 盗難・亡失事案発生時の措置

1 速報

使用者又は取扱責任者は、無線機器又はコード書込用具に係る盗難・亡失事案の発生又は発生のおそれがあると認めるときは、検索に先立ち直ちに管理責任者に速報するとともに、車載通信系移動用無線機のモバイルスピーカーマイク及び小型スピーカーマイクについては、車載通信系移動用無線機との接続を解除すること。報告する事項は、機種・品名、呼出名称、発生日時、場所、状況等とする。

2 管理責任者の措置

(1) 管理責任者は、1の報告を受けたときには、検索に先立ち地域課長及び機動通信課長に速報するとともに、盗難・亡失等事案発生報告書(第13号様式)により、地域課長を経由して生活安全部長に報告し、機動通信課長を経由して情報通信部長に通報すること。

(2) 管理責任者は、署活系無線機又はデータ端末が盗難・亡失等した場合は、(1)の措置を行うとともに、直ちに、署活系無線機についてはP S W署通話装置により、当該無線機の無力化要求措置を、データ端末については位置情報等の確認を行った後、動態管理装置で強制ロックの措置を講ずること。

(3) 管理責任者は、(1)及び(2)の措置を講じた後に、検索等の必要な措置を講ずること。

3 その他

盗難・亡失等事案に係る無線機器又はコード書込用具が発見されたときは、2に準じて報告・通報を行うものとする。

第5 簿冊の保存期間

本要領に規定する簿冊の保存期間は、次の表のとおりとする。

様式番号	様式名	保存期間
第1号様式	管理体制表	3年
第2号様式	無線機器等配置一覧表	5年
第3号様式 第5号様式 第6号様式	無線機器点検・引継簿	1年
第4号様式 第7号様式 第8号様式	無線機器出納簿	1年
第9号様式	車両搭載無線機管理表	1年
第10号様式	分散保管無線機器等配置一覧表	1年
第11号様式	PⅢデータ端末個人貸与一覧表	5年
第12号様式	PⅢデータ端末点検一覧表	1年
第13号様式	盗難・亡失事案発生報告書	5年

別表

無線機器の管理の対象及び管理責任者

区分	機種	管理責任者
車載通信系無線機	無線機 I P R形移動用無線機 I P R形オートバイ用無線機 I P R形ヘリコプタ用無線機 I P R形携帯用無線機	配置所属の長
	受令機 I P R形受令機	
署活系無線機	P S W形携帯用無線電話機	
隊内系無線機	U W - 3 0 1形携帯用無線電話機	
	U W - 3 0 5形携帯用無線電話機	
トンネル対策用無線機	T W - 3 0 1形携帯用無線電話機	
テレビ連絡用無線機	S W - 2 0 1形携帯用無線電話機	
学校訓練用無線機	U W - 2 0 1形携帯用無線電話機	
私服活動特殊事件用無線機	S - 1形送信機	
	S - 1形受信機	

	S - 2 形送信機 S - 2 形受信機
防災相互通信用無線機	防災相互通信用無線機
データ端末	P III 形データ端末 P III 形動態管理装置 B